

【別紙2】 身体介護・家事援助以外の居宅サービスの支給基準量

			改正後	改正前
			※身体介護、家事援助に関しては別紙クロス表を参照。	
身体介護		区分1	0～8	0
		区分2	0～10	10
		区分3	0～15	21
		区分4	0～28	61
		区分5	0～44	108
		区分6	0～63	124
		障害児	25	必要量
家事援助		区分1	0～16	21
		区分2	0～20	21
		区分3	0～30	27
		区分4	0～56	27
		区分5	0～90	47.5
		区分6	0～129	47.5
		障害児	原則不可	原則不可
通院等介助		区分1	10	必要量
		区分2		
		区分3		
		区分4		
		区分5		
		区分6		
重度訪問介護		区分4	日中活動なし:140 日中活動あり: 70	必要量
		区分5	日中活動なし:170 日中活動あり:100	
		区分6	日中活動なし:300 日中活動あり:140	
	介護保険対象者	区分4	-	
		区分5	-	
		区分6	日中活動なし:110 日中活動あり:80	
	重度障害者等包括支援対象者	区分6	330	
		介護保険対象者	200	
	共同生活援助入居者	区分4	40	
		区分5	50	
区分6		77		
区分6(介護保険対象者)		20		
同行援護	共同生活援助入居者	区分問わず	60	60
			15	
行動援護		区分3	日中活動なし:36 日中活動あり:30	必要量
		区分4	日中活動なし:49 日中活動あり:40	
		区分5	日中活動なし:65 日中活動あり:50	
		区分6	日中活動なし:85 日中活動あり:60	
		障害児	50	
		共同生活援助入居者	7	
その他			約2倍以上の支給量の申請があった場合は非定型ケースとして、障害支援区分認定審査会に諮る	